

「徳島航空基地開隊67周年記念行事」における臨時店舗の出店に関する  
業者の募集について

徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38に所在する海上自衛隊徳島航空基地内において、臨時店舗の出店、営業及び撤収を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 販売品について都道府県知事等の営業許可を得ていること。
- (2) 暴力団排除に関する誓約書等を提出できること。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 出店の内容

- (1) 飲食等営業
- (2) グッズ、特産品等の販売業

4 募集期間及び販売期間

- (1) 募集期間：令和7年6月11日（水）から7月10日（木）までの間  
なお、提出書類の郵送は7月10日（木）必着とします。
- (2) 販売期間：令和7年10月4日（土）
- (3) 場所：海上自衛隊徳島航空基地内

5 その他

- (1) 国の都合でやむを得ず変更・延期又は中止となる場合があります。
- (2) テント等備品の貸出しは行いませんので各店舗で準備してください。
- (3) 飲食で発生するごみについては、各店舗において収集・処理をお願いします。
- (4) ご質問等に関する連絡先及び書類提出先

住 所 〒771-0292 徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38

海上自衛隊第202整備補給隊 臨時店舗担当

連絡先 TEL：088-699-5111（内線3263）

FAX：088-699-5116

## 「徳島航空基地開隊67周年記念行事」における臨時店舗出店希望業者募集要領

標記について、出店希望業者は、次のとおり申請してください。

## 1 募集の内容

海上自衛隊徳島航空基地内で臨時店舗の出店、営業及び撤収を実施する業者（以下、「出店業者」という。）を次に記載する諸条件に従い募集します。

## 2 設置等の概要

- (1) 出店日時  
令和7年10月4日（土）0900～1500
- (2) 出店場所  
徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38  
海上自衛隊徳島航空基地内
- (3) 予定店舗数  
飲食販売、グッズ等販売それぞれ10店舗程度
- (4) 募集する店舗  
ア 飲食販売営業（※キッチンカーを優先）  
イ グッズ、特産品等の販売業

## 3 申請資格

- (1) 臨時出店申請書において定める国との取り決め事項を遵守できる者
- (2) 販売品について都道府県知事等の営業許可を得ていること。
- (3) 暴力団排除に関する誓約書等を提出できること。詳細は下記のとおり。
  - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
  - カ 暴力団又は暴力団員及びアからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (4) 各種感染症の流行等、情勢等により出店を制限する必要があることを了承すること。

#### 4 申請手続き等

出店を希望する者は、下記のとおり(1)の提出書類を、(2)の提出先に対し、(3)の募集期間内に持参又は到着するように郵送してください。

なお、提出された書類は、返却しません。

##### (1) 提出書類

ア 臨時出店申請書（別紙様式第1）

イ 事業計画書（別紙様式第2）

ウ 誓約書（別紙様式第3）

エ 役員名簿（別紙様式第4）

オ 会社概要（別紙様式第5）

カ 営業経歴書（別紙様式第6）

キ 各種証明書類

(ア) 身元を証明する書類

個人、団体の場合：代表者の住民票（発行後3ヶ月以内のもの）

法人：登記簿謄本（写）（発行後3ヶ月以内のもの）

(イ) 営業許可証（写）（営業許可が必要な商品を販売する場合は、都道府県知事等の発行のもの）

ク 次の資格等を保有している場合は、その書類等の写し

(ア) 商工会議所会員

(イ) 観光協会会員

(ウ) 各地区自衛隊協力会会員

##### (2) 提出先

住 所 〒771-0292 徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓3 8

海上自衛隊第202整備補給隊 臨時店舗担当

連絡先 TEL：088-699-5111（内線3263）

FAX：088-699-5116

##### (3) 募集期間

令和7年6月11日（水）午前8時から

令和7年7月10日（木）午後4時45分まで

#### 5 臨時出店等選考の方法

提出書類に基づき、書類審査を行います。

また、応募数が募集数を上回る場合、出店業者の選考を行います。

審査結果については、異議を申し立てることができません。また、次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とします。

(1) 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

(3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(5) その他、違反と認められる場合

#### 6 選考結果の通知

選考結果は、令和7年7月22日（火）頃、臨時出店申請書（別紙様式第1）に記載された連絡先へ通知するとともに、後日郵送にて送付します。

ただし、中国四国防衛局長から国有財産使用の許可を得ることができなかった場合、選考結果について変更が生じる場合があります。

## 7 臨時店舗出店許可決定後の手続き

臨時店舗の出店業者として決定された者は、下記のとおり(1)の提出書類を、(2)の提出先に対し、(3)の提出期限までに持参又は郵送してください。

- (1) 提出書類  
国有財産使用許可申請書及び付属書類
- (2) 提出先  
申請書等の提出先に同じ。
- (3) 提出期限  
令和7年7月31日(木) (なお、間に合わない場合は調整可)

## 8 その他

国の都合により、又は荒天等により、やむを得ず延期または中止となる場合があります。その際、補償は行わないものとします。

- 添付書類： 1 別紙様式第1 (臨時出店申請書)  
2 別紙様式第2 (事業計画書その1、その2)  
3 別紙様式第3 (誓約書)  
4 別紙様式第4 (役員名簿)  
5 別紙様式第5 (会社概要)  
6 別紙様式第6 (営業経歴書)

臨時出店申請書

令和 年 月 日

海上自衛隊第202整備補給隊司令 殿

法人・個人等の別	法人 ・ 個人 ・ 団体	
法人名(団体名)		印*
代表者氏名		
郵便番号	〒	
住所		
連絡先	固定： F A X： 携 帯：	

※法人の場合は社印、個人及び団体の場合は代表者の印を押印する。

「徳島航空基地開隊67周年記念行事」における臨時店舗出店業者の公募について、次の取り決め事項に同意の上、参加を申請する。

[ 取 り 決 め 事 項 ]

1 総 則

(1) 適用範囲

本取決め事項は、「徳島航空基地開隊67周年記念行事」における臨時店舗の出店、営業及び撤収（以下、「業務」という。）について適用する。

(2) 用語の定義

- ア 司令 海上自衛隊第202整備補給隊司令
- イ 関係職員 海上自衛隊第202整備補給隊 補給隊長
- ウ 出店業者 本業務を実施する者

2 実施日時

令和7年10月4日（土）0900～1500

3 実施場所

徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38 海上自衛隊徳島航空基地内

4 出店業者の決定

出店業者の決定は、司令が行う。

5 国有財産（土地）の使用

(1) 使用許可

出店業者は、中国四国防衛局長から国有財産使用の許可を得なければならないが、業務の実施に際しては、当該許可に係る条件を遵守するものとする。

(2) 使用許可が得られない場合

出店業者が国有財産使用の許可を得られない場合、司令は、当該出店業者の決定を取り消す。

(3) 使用料の支払い

国有財産使用の許可を受けた出店業者は、中国四国防衛局長の指示に従い、その使用料を支払うものとする。

6 業務の内容

出店業者は事前に提出した事業計画書に基づき、関係職員の指示に従い、次の各号に示す業務を実施するものとする。

(1) 設 置

出店業者は関係職員の別途指示する時間までに出店場所に集合し、関係職員の指示する位置に臨時店舗を設置する。

(2) 営 業

出店業者は、「徳島航空基地開隊67周年記念行事」の来場者、海上自衛隊徳島航空基地に勤務する隊員及びそれらに準じる者（以下、「利用者」という。）に対して商品の販売を行う。

ア 販売できない商品

(ア) 酒、アルコール類（土産物を除く。）

(イ) 法令等の定めにより販売するための営業許可が必要とされるものであって、出店業者が当該許可を受けていないもの

(ウ) その他、「徳島航空基地開隊67周年記念行事」及び公序良俗に相応しくないものとして司令又は関係職員が定めるもの

イ 営業に係る責任

出店業者は、臨時店舗の失火、商品の瑕疵等について一切の責任を負い、利用者又は関係職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応するものとする。

ウ 名義使用の制限

出店業者は、自己の営業上の取引に関して、海上自衛隊及び官公庁等の名義を使用してはならない。

(3) 撤収

出店業者は、関係職員の指示する時間までに臨時店舗を撤収する。

(4) 費用負担

出店業者は、本業務の実施に係る費用、労務及びその他の経費の一切を負担しなければならない。

なお、電力及び水道について、官側からの提供は実施しない。

(5) 禁止事項

ア 保全について

出店業者は、関係職員が与えた指示及び業務の遂行上知り得た情報の保全を遵守するものとする。また、これを業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

イ 飲酒について

出店業者は、基地内で飲酒をしてはならない。

7 その他

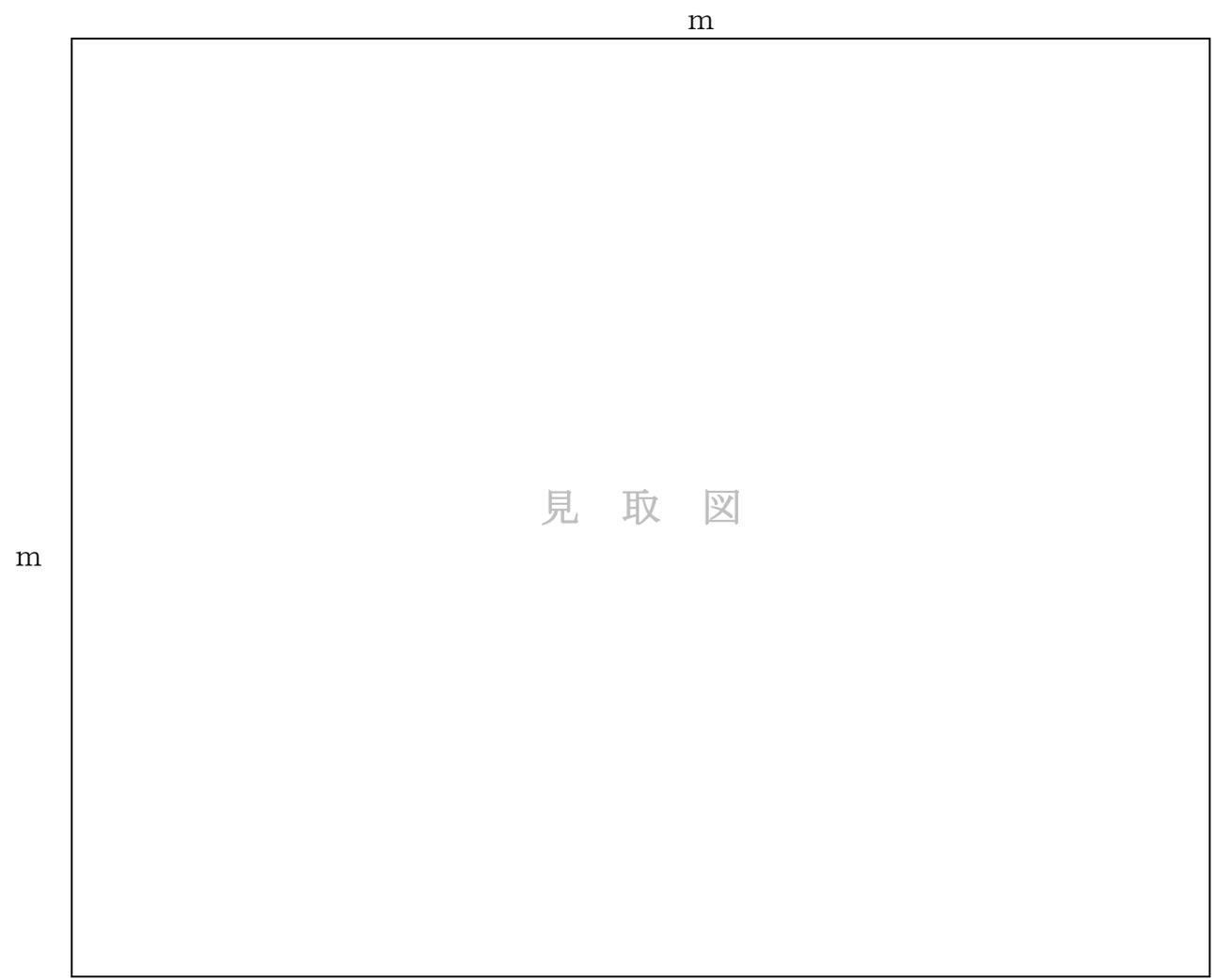
本取決め事項に記載のない事項及び細部については、関連法令の定めによるほか、必要の都度、関係職員と出店業者の間で協議するものとする。



事業計画書(その2)

店舗設置予定図

国有財産使用面積:縦 m × 横 m 計 m<sup>2</sup>



- \* 1 電気を使用する場合、使用箇所を明記する。
- \* 2 火器等を使用する場合、消火器の設置場所を明記する。
- \* 3 飲食店の場合、手洗い設備の設置場所を明記する。

乗入車両 (2台まで)					
車 両		車両ナンバー	色	任意保険	
メーカー	車 種			対人(円)	対物(円)

## 誓約書

□ 私

□ 当社は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

### 3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国 有 財 産 部 局 長

中 国 四 国 防 衛 局 局 長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

\* 法人の場合は社印、個人又は団体の場合は代表者の印を押印する。



令和 年 月 日

会 社 概 要

設 置 業 者 名 (法人名・団体名・商号・代表者氏名)	
設 立 年 月 日	年 月 日
資 本 金	円
役 員 数 (団体の場合は理事等)	名
従 業 員 数	名
主 要 事 業 種 別	(*主要な事業のみを簡潔に記載)
主 要 営 業 地 域	(*県名又は市町村名を記載)
主 要 営 業 実 績	(*主要な業績のみを記載)

令和 年 月 日

営業経歴書

期 間	場所（駐屯地等）
. . ~ . .	
. . ~ . .	
. . ~ . .	
. . ~ . .	
. . ~ . .	